

令和3年度答申第22号
令和3年7月19日

諮問番号 令和3年度諮問第16号（令和3年6月23日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、叔父のP（以下「叔父P」という。）は軍人として外地で戦死したところ、審査請求人は叔父Pと生計を共にしていたと主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、叔父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は叔父Pと1年以上の生計関係を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭

和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている(特別弔慰金支給法2条1項(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律(平成27年法律第11号。以下「平成27年改正法」という。))2条の規定の施行前のもの)。そして、遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。)とすると規定している。

(2) 特別弔慰金支給法2条の2第3項(平成27年改正法2条の規定の施行前のもの)は、上記(1)の「これらの者以外の三親等内の親族」(以下単に「三親等内の親族」という。)は、平成27年4月1日に先順位者である配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹がいない場合であって、当該三親等内の親族が「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」(軍人たることによる勤務がなかったならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。)であるときに限り、戦没者等の遺族とみなすと規定している。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、昭和12年a月b日、「B地C町c丁目d番地」(以下「C町c丁目d番地」という。)において、父のQ(以下「父Q」という。)と母のR(以下「母R」という。)との間に二男として出生し、C町c丁目d番地を本籍地とする戸籍(戸主:父Q)に入籍した。

父Qの実弟であるP(叔父P)は、昭和14年e月f日、母Rの実妹であるS(以下「叔母S」という。)と婚姻をし、叔母Sは、「B地C町g丁目h番地」(以下「C町g丁目h番地」という。)を本籍地とする戸籍(戸主:叔父P)に入籍した。

審査請求人は、昭和32年5月8日、叔母Sと養子縁組をし、C町g丁目h番地を本籍地とする戸籍(戸主:叔父P)に入籍した。

(改製原戸籍(戸主:父Q)、改製原戸籍(戸主:叔父P))

(2) 叔父Pは、昭和19年5月29日、D連隊に入隊し、同年6月6日、E

連隊（F部隊）G中隊に編入され、昭和20年2月9日、H地において戦死した。

（改製原戸籍（戸主：叔父P）、戦没者遺族援護台帳、E連隊（F部隊）G中隊留守名簿、I都道府県死亡者連名簿）

- (3) 審査請求人は、平成29年11月13日、住所地（J市長）を經由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、叔父Pに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

なお、本件請求について、叔父Pの遺族で審査請求人よりも先順位のものはいない。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (4) 処分庁は、令和2年4月3日付けで、審査請求人に対し、「P様の死亡当時まで引き続き1年以上死亡者と生計関係を有していたものと認められませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

- (5) 審査請求人は、令和2年8月24日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (6) 審査庁は、令和3年6月23日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、昭和16年春、子供のいない叔父P・叔母Sの家に養子に出され、以後、叔父Pが入隊するまでの間、親子3人での生活が4年弱続いたにもかかわらず、叔父Pとの1年以上の生計関係が認められない点に不服があり、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査請求人は、叔父Pの「甥（三親等内の親族）」であるが、叔父Pの「子（養子）」でもあると主張している。
- 2 まず、審査請求人は、戸籍上は、叔父Pが死亡した後の昭和32年5月8日に叔母Sとの養子縁組の届出をしているが、実際は、叔父Pの死亡前に叔父Pとの養子縁組をしていたと主張する。

しかし、提出された戸籍からは、審査請求人が叔父Pの死亡前に叔父Pと

の養子縁組をしていた事実を確認することができないから、審査請求人は、叔父Pの「子（養子）」には該当しない。

- 3 次に、審査請求人は、叔父Pの「甥（三親等内の親族）」であるが、叔父Pの死亡当時、叔父Pの本籍地はC町g丁目h番地であり、審査請求人の本籍地はC町c丁目d番地であるから、審査請求人は、叔父Pと同一戸籍にあった者とはいえない。

本件のように、死亡した者の死亡当時、死亡した者と別戸籍にあった者について、死亡した者との生計関係の同一性を判断するに当たっては、特別弔慰金の請求者の申立内容から同一の生計関係があったと推測することができる程度では不十分であり、同一の生計関係があったことを裏付ける資料によって総合的に判断すべきである。また、戸籍の記載のみによって居住地の特定をすることはできない。

そこで、以下、審査請求人と叔父Pとの生計関係の同一性について検討する。

- (1) 審査請求人は、本件請求において、「戦没者等の遺族の現況等についての申立書」（以下「現況申立書」という。）及び「戦没者等との生計関係申立書」（以下「生計関係申立書」という。）を提出しているところ、現況申立書には、叔父Pの死亡当時（昭和20年2月9日）、叔父Pと生計関係を有していた家族は叔母Sと審査請求人であると記載し、生計関係申立書には、叔父Pが入隊したのは昭和19年5月、その当時、叔父Pと同居していた家族は叔母Sと審査請求人、住所はC町g丁目h番地であり、叔母Sは、叔父Pの出征後は、父Q経営の鉄工所に勤務し、その収入によって審査請求人と生計を共にしていたと記載している。

審査請求人は、本件審査請求において、「戦没者等との生計関係申立書（錯誤訂正版として）」（以下「生計関係申立書（錯誤訂正版）」という。）を提出しているところ、生計関係申立書（錯誤訂正版）には、「昭和16年春（月日不詳）子種無しのP家にPの実兄Q（注：父Q）が次男のX（注：審査請求人）を養子に与えた。」、「昭和19年春P2度目の赤紙招集で入隊する迄親子3人暮らしが4年弱続いた。」と記載している。

- (2) 審査請求人は、叔父Pとの間に同一の生計関係があったことの裏付けとして、叔父Pが生前に受けた昭和15年発行の支那事変行賞賜金国庫債券及び同年11月3日付けの上官からの賞詞、昭和41年5月28日付けの叔父Pに対する勲七等青色桐葉章の勲記、叔父Pや審査請求人を含む叔父Pの家族が写った写真5葉及び墓の写真3葉、昭和17年K小学校校門前

の1年生の集合写真、叔母Sに対する総務省恩給局発行の恩給証書、叔母Sに交付された特別給付金国庫債券、審査請求人宛てのL神社からの葉書及び靖国神社社務所からの手紙などを提出しているが、これらの資料をもって、審査請求人と叔父Pとの間に同一の生計関係があったと確認することはできない。

- (3) 処分庁は、令和2年2月13日付けで、住所地を經由して、審査請求人に対し、叔父Pとの間に同一の生計関係があったことを裏付ける資料があれば提出するよう改めて求めたが、審査請求人から、特段の資料の提出はなかった。

また、処分庁保管資料及び審査庁保管資料を確認したが、叔父Pの死亡の日まで引き続く1年以上前の時点において審査請求人が叔母Sと同居していたことを確認することができる資料はなく、叔母Sが父Q経営の鉄工所に勤務し、その収入によって審査請求人と生計を共にしていたとの審査請求人の主張を確認することができる資料もない。

- (4) 以上のとおり、審査請求人が叔父Pと叔父Pの死亡の日まで引き続き1年以上の生計関係があったことを確認することができない。

- 4 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとする。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件請求の受付（処分庁）	：平成29年11月22日
本件却下処分	：令和2年4月3日 (本件請求の受付から約2年4か月半)
本件審査請求の受付（審査庁）	：同年8月26日
反論書の提出	：令和3年1月10日
審理員意見書の提出	：同年4月9日 (反論書の提出から約3か月)
本件諮問	：同年6月23日 (審理員意見書の提出から約2か月半)

(2) そうすると、本件では、処分庁において、本件請求の受付から本件却下処分までに約2年4か月半もの長期間を要している。一件記録によると、この間に、審査請求人の受給権の有無（叔父Pとの生計関係の有無）について、処分庁が審査庁に照会し、審査庁から回答がされているが、この照会回答の手續に約1年もの期間が費やされている。そして、その回答の内容は、処分庁から提出された資料によると、叔父Pとの間に1年以上の生計関係があったと認めることは困難であるというものであり、審査庁においてその保管資料等の調査をした形跡はうかがわれないから、審査庁は、照会に対して回答をするのに期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

また、本件では、審査庁において、①反論書の提出から審理員意見書の提出までに約3か月、②審理員意見書の提出から本件諮問までに約2か月半の期間を要している。上記①の手續に期間を要したのは、審査庁における審査請求事件の進行管理が適切にされていないことに原因があると考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。そして、上記②の手續に期間を要したのは、一件記録によると、審理員による審理手續において本件の検討に必要な資料が十分に収集されていなかったため、審査庁において追加の資料収集とその検討をする必要があったからであると考えられる。審査庁においては、審理員による審理手續の終結後に追加の資料収集や検討が必要となり、審理手續が長引くという事態が生じないようにするため、審理員に対する研修の実施など、審査請求事件の審理を充実させる方策を検討する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、平成29年11月13日、処分庁に対し、叔父Pに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした（上記第1の2の(3)）が、その際に提出した「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」（以下「本件請求書」という。）には、叔父Pとの続柄を「養子」と記載していた。この点について、審査請求人は、戸籍上は、叔父Pが死亡した後の昭和32年5月8日に叔母Sとの養子縁組の届出をしているが、実際は、昭和16年春に子供のいない叔父P・叔母Sの家に養子に出されたと主張している（上記第1の3）。

しかし、養子縁組は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の定めると

ころにより届け出ることによって、その効力を生ずる（民法（明治29年法律第89号）799条において準用する739条1項）から、戸籍上、審査請求人と叔父Pとの養子縁組の届出がされていない以上、両者の間に養親子関係は成立していないことになる。

したがって、審査請求人は、叔父Pの「子（養子）」として、叔父Pに係る特別弔慰金の請求をすることはできない。

- (2) 次に、審査請求人は、叔父Pの「甥」であるから、「三親等内の親族」として叔父Pに係る特別弔慰金の請求をすることができるか、すなわち、審査請求人が叔父Pと同一の生計関係を有していたかについて検討する。

審査請求人は、昭和16年春、子供のいない叔父P・叔母Sの家に養子に出され、以後、叔父Pが入隊するまでの間、親子3人での生活が4年弱続いたと主張する（上記第1の3）が、上記(1)のとおり、審査請求人と叔父Pとの間に養親子関係は成立していない。そして、審査請求人が本件請求及び本件審査請求において提出した各種資料並びに一件記録を精査しても、審査請求人が、叔父Pの死亡の日（昭和20年2月9日）まで引き続く1年以上、叔父P・叔母Sの家族と同居していたことを確認することができないし、また、同家族と生計を共にしていたことも確認することができない。

したがって、審査請求人は、叔父Pの「甥（三親等内の親族）」としても、叔父Pに係る特別弔慰金の請求をすることができない。

3 付言

本件却下処分のお知らせ（以下「本件通知書」という。）の「請求者」欄には、審査請求人の続柄が「子」と記載されている。この点について、処分庁は、審査請求人がその続柄を「養子」と申し立てたことから、「子」と記載したと弁明している（弁明書）が、処分庁は、本件請求書の「請求者・戦没者等との続柄」欄に審査請求人がした「養子」との記載を「三親等内」と職権訂正している（令和2年7月8日付けの審査庁からの事務連絡）から、上記の弁明は、処分庁が本件請求書の記載を職権訂正したものと整合していない。また、処分庁は、本件通知書中の「請求者」欄には「子」と記載しながら、「却下理由」欄には「P様の死亡当時まで引き続き1年以上死亡者と生計関係を有していたものと認められません」と記載している（上記第1の2の(4)）のであって、「請求者」欄の記載と「却下理由」欄の記載が対応していない。このことが、処分庁が「子と認めた」との審査請求人の誤解（審査

請求書、生計関係申立書（錯誤訂正版））を招く結果となっていると考えられる。

以上のとおり、本件却下処分における理由の提示は、不十分な内容のものであって、そのことが名宛人である審査請求人の誤解を招く結果となっている。処分庁としては、本件通知書中の「請求者」欄には「子（養子）、三親等内」と記載した上で、「却下理由」欄には「叔父Pとの養子縁組の届出がされていないので、子（養子）とは認められないこと」及び「叔父Pと、その死亡の日まで引き続く1年以上、同一の生計関係を有していたとは認められないこと」を併せて記載すべきであった。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美